



# 島根県報

令和元年5月28日（火）  
 第 7 号  
 （毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (病 院 局) 2

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 2  
 土地改良区の定款変更の認可 ( " ) 3  
 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 3

### 【公 告】

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都 市 計 画 課) 4

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 4

### 【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任 4

### 【公安告示】

交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施 (警 察 本 部) 5  
 雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施 ( " ) 7

**公布された条例等のあらまし****◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第6号）**

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年6月1日とすることとした。

**規 則**

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

**島根県規則第6号**

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第24号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年6月1日とする。

**告 示****島根県告示第36号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

**大田市温泉津町土地改良区****1 就任した役員の氏名及び住所****理事**

重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地  
泉原 省三 大田市温泉津町井田イ627番地  
藤田 文男 大田市温泉津町井田ロ320番地1  
木村 弘 大田市温泉津町太田613番地4  
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地1  
久保上正守 大田市温泉津町福田イ109番地  
落合 政顕 大田市温泉津町福田ハ23番地  
原田 清 大田市温泉津町福田ロ143番地  
原 和孝 大田市温泉津町福田イ4番地  
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲  
室田 一波 大田市温泉津町太田386番地

**監事**

梶 伸光 大田市温泉津町井田イ10番地  
鷹川 秀信 大田市温泉津町福田ロ50番地

**2 就任年月日**

平成31年3月29日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地  
泉原 省三 大田市温泉津町井田イ627番地  
今田 善寿 大田市温泉津町井田ロ189番地2  
荊山 清士 大田市温泉津町太田734番地3  
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地1  
久保上正守 大田市温泉津町福田イ109番地  
落合 政顕 大田市温泉津町福田ハ23番地  
原田 清 大田市温泉津町福田ロ143番地  
原 和孝 大田市温泉津町福田イ4番地  
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲  
室田 一波 大田市温泉津町太田386番地

## 監事

梶 伸光 大田市温泉津町井田イ10番地  
鷲川 秀信 大田市温泉津町福田ロ50番地

---

**島根県告示第37号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を令和元年5月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

---

**島根県告示第38号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を令和元年5月21日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

---

**島根県告示第39号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第382号による保険に付すべき義務は、令和元年5月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

宍道湖湖南加入区

---

**公 告**

---

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

- 1 土地区画整理組合の名称  
安来市今津道マン土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成21年9月8日から令和5年3月31日まで
- 3 施行地区  
安来市今津町字道マンの一部
- 4 事務所の所在地  
安来市今津町495番地
- 5 設立認可の年月日  
平成21年9月8日
- 6 変更認可の年月日  
令和元年5月28日

## 島根県病院局告示

### 島根県病院局告示第1号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和元年6月1日から施行する。

令和元年5月28日

島根県病院事業管理者 山口修平

特別室使用料の項中「特別室D 1日につき 5,400円」を  
「特別室D 1日につき 5,400円」を  
特別室E 1日につき 4,752円」に改める。

## 監査委員告示

### 島根県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人利弘健から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県監査委員 須山隆

同 山根成二

同 大國羊一

同 後藤勇

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
公認会計士 森脇俊樹 出雲市荒茅町854番地  
弁護士 古津弘也 松江市殿町517番地 アルファステイツ殿町1306号

公認会計士 周藤智之 雲南市三刀屋町下熊谷1710-2

桑原知佳 松江市学園南二丁目22番7号

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年5月15日から令和2年3月31日まで

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県公安委員会委員長 樋口 忠三

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実施日時		定員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和元年9月4日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和元年10月16日（水）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和元年9月4日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和元年10月2日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

(2) 交通誘導警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が</li> </ul>

	生じた場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="radio"/> 車両等の誘導に関すること。 <input type="radio"/> 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 4 受検資格

## (1) 交通誘導警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 交通誘導警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

令和元年8月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## (4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

## 島根県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和元年5月28日

島根県公安委員会委員長 樋口 忠三

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実施日時		定員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和元年9月4日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和元年10月24日（木）午前8時30分から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和元年9月4日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和元年10月9日（水）午前8時30分から午後5時まで	

## 2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 雑踏警備業務1級検定

区分	科目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 雑踏警備業務2級検定

区分	科目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に</li> </ul>

関すること。

#### 4 受検資格

##### (1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

##### (2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

#### 5 受検手続に関する事項

##### (1) 受付期間

令和元年8月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

##### (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署。

なお、郵送による申請は、受け付けない。

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

##### (4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

#### 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

#### 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。